

令和8年度

尾張旭市民塾「あさぴーなび」

講師募集要項

【募集期間】11月4日(火)～21日(金)



尾張旭市民塾とは、教えたい人が講師となり、学びたい人が受講することにより、市と地域が協力して学習者同士の交流を促進し、「生涯学習のまちづくり」を推進することを目的としています。

あなたの企画で講師にチャレンジし、「教える生きがい」を感じてみませんか。



1 募集概要

(1) 募集件数	40件程度（うち、オンライン講座枠3件） ※応募状況によって調整します。
(2) ジャンル	15歳以上(中学生を除く)の初心者の方を対象とした各種講座 ア 語学 イ 趣味・教養 ウ 芸術（音楽・美術） エ 料理 オ パソコン カ 健康 キ 親子向け ※ 野外活動や激しいスポーツ、大きな音がするものは除く。
(3) 応募資格	応募時点で18歳以上の方（高校生を除く）
(4) 応募数制限	1人1件（複数応募は不可）
(5) 講座の回数・時間	・回数は1講座最多8回までで、8回、6回、4回のいずれかとします。開催回数ごとに採用数に上限を設け、以下のとおり募集します。開催回数を以下の3つから選択し企画書に記入してください（第2希望まで選択可）。 【採用数の上限】 ① 8回・・・12講座 ② 6回・・・12講座 ③ 4回・・・16講座 【注意】 ただし、<u>これまでに全く講師の経験がない方は1講座4回までとします（1回完結型でもよい）。</u> ・開講期間内、同じ曜日、同じ時間帯とします。 ・講座の時間は、1回当たり2時間とします。 ・時間帯は次のア～ウのいずれかとし、講座準備、後片付けの時間を含みます。 ア 午前（午前10時から正午まで） イ 午後（午後1時30分から午後3時30分まで） ウ 夜間（午後7時から午後9時まで）
(6) 講座定員	1講座の定員は、乳幼児向け講座は5組、一般向け講座は7名～30名を目安としますが、市で調整、決定します。
(7) 開始時期	令和8年6月～12月 ※開催時期は選べません。
(8) 開講場所	開講の場所は①又は②とし、場所は選べません。 ① 中央公民館 ② 地区公民館（三郷・藤池・瑞鳳・平子・本地原・渋川・白鳳・旭丘・宮浦）
(9) 謝礼額	5,000円／回（所得税10.21%、交通費を含む）

※ 次のいずれかに該当する場合は受付できませんのでご承知おきください。

(ア)	物品の販売やあっせん、また自身が主催する教室に勧誘するなど営利目的だと思われるもの
(イ)	特定の政党の利益に関する活動を目的とするもの
(ウ)	公の選挙に関して、特定の候補者の支援を目的とするもの
(エ)	特定の宗教の宣伝、布教及び支持を目的とするもの
(オ)	特定の流派、会派、教室、その他組織の勧誘を目的とするもの
(カ)	公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるもの
(キ)	集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるもの



2 応募期間・応募方法等

(1) 応募期間

令和7年11月4日（火）～21日（金）

※ 郵送による場合は11月21日の消印まで有効

(2) 応募方法

「講座企画書」（様式1）を中央公民館へ直接（土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時）、郵送、メールのいずれかで応募。ただし、初めて応募される方は、中央公民館にご自身で持参してください。

【 郵 送 先 】 〒488-0803 尾張旭市東大道町山の内2410-2

【メールアドレス】 koumin@city.owariasahi.lg.jp

(3) 添付資料

「講座企画書」（様式1）のほか、講座内容の分かるチラシなどがある場合は参考資料としてご提出ください。



3 選考方法と結果について

市民塾の講師の経験のない方は、一次審査（書類）、二次審査（面談）を経て、採用する企画を決定します。市民塾の講師の経験がある方は、一次審査（書類）のみで二次審査（面談）は行いません。

応募が募集件数を上回った場合は、市で抽選を行う場合があります。また、これまでの講座のアンケート結果や講座の不成立なども選考基準とさせていただきます。なお、結果につきましては2月上旬までに郵送で通知します。

【今後の流れ】

- ★12月上旬 一次審査（書類）
- ★12月中旬から下旬 二次審査（面談）の日程をお知らせ、日程調整
- ★令和8年1月中 二次審査（面談）の実施
- ★令和8年2月上旬 採用・不採用の通知



4 開講の事前調整

採用となった方には、採用通知とともに、市で調整した講座実施に係る詳細（日時・場所・定員・その他諸条件など）についての確認事項を文書にして郵送し、最終確認・調整をお願いすることとなります（令和8年2月中旬予定）。



5 講座運営の役割

講座の運営に当たり、尾張旭市生涯学習課（中央公民館）と採用者は協力のうえ、それぞれ次の役割を担うものとします。

(1) 尾張旭市生涯学習課（中央公民館）

ア	会場の手配、受講者の募集・受付・決定に関すること
イ	受講料の徴収に関すること
ウ	開催講座の決定、講座の中止、延期の決定
エ	その他、市が担うことが適当と認められること

(2) 採用者

ア	講座の実施に必要な機材、資料、材料等を用意すること
イ	受講者に対し、説明・指示等を行って講座の準備を行うこと（会場のレイアウト変更、電気・エアコンの点灯、資料の配布など）
ウ	企画に沿って円滑に講座を実施すること
エ	受講者へ指示し、講座の片付けを行うこと（会場の清掃、電気・エアコン等の消灯、会場の原状回復など）



6 受講者の募集及び教材費について

(1) 募集方法

広報おわりあさひと同時に講座案内チラシを全戸配布し、市ホームページへ掲載、中央公民館、各地区公民館、市内各公共施設にポスターの掲示、チラシの設置をします。

また、中央公民館、各地区公民館にて応募用紙、応募箱を設置します。

(2) 抽選の実施

応募者が定員を上回った場合は、公開抽選で受講者を決定します。

ただし、講師と調整の上、定員の変更をする場合があります。

(3) 教材費

受講に必要な資料代、材料費等は、受講者から市が実費を徴収し講座期間中に速やかに市が講師へ支払います。なお、受講者確定後、開講直前に受講者から参加取消しの申し出があった場合は、受講者が負担することとします。

※講座募集案内掲載後の金額の変更は原則認められません。



7 講座の成立・不成立

募集締切り時点での応募者数によって、以下のとおり成立、不成立が決定します。成立となった場合は実施し、不成立となった場合は実施しません。

定員	判断基準
10名以上	8名以上の応募があれば成立
8名	6名以上の応募があれば成立
7名	5名以上の応募があれば成立
5組	4組以上の応募があれば成立



8 講座の中止

次の(1)から(3)に掲げる事項に該当する場合は、講座を中止します。

- (1) 採用者が、講座実施の際に募集概要（P2）の(ア)から(キ)に掲げる事項に該当すると認められたとき。
- (2) 採用者が、採用された企画内容や事前調整で確認した事項から逸脱する内容で講座を実施した場合。
- (3) 採用者から、体調不良などのやむを得ない事情により、講座の実施を辞退する旨の申し出があった場合。なお、講座開始後、前述の理由などにより辞退する場合は、代替りの講師を手配して講座を継続できるように努めること。



9 講座の延期

台風の接近などによる悪天候、インフルエンザ又は、新型コロナウイルスにより講師が陽性となった場合など、講座の開催に支障があると認められる時は、講座を延期し、公民館の担当者と日程を調整し、後日開催すること。



10 講座終了後

(1) 実施報告書の提出

採用者は、講座の最終実施日から1週間以内に、講座実施報告書を生涯学習課（中央公民館）へ提出すること。

(2) 講師謝礼の支払い

生涯学習課（中央公民館）は、講座開催月の翌月20日までに、あらかじめ指定された口座へ謝礼を振り込みます。



11 個人情報の取扱いについて

- (1) 採用の際に提出された氏名、住所、連絡先等の個人情報は、市民塾講師の選定、講座運営に関してのみ使用します。
- (2) 受講者に関する住所、連絡先等の個人情報は、採用者から請求があっても教えることはできません。



12 講師の受講者への言動等について

採用後、講座において受講者への暴言、強い口調など、受講者に対して配慮に欠ける言動をした場合は、いかなる理由があっても次年度以降、応募を受けても不採用とさせていただきます。